

定期試験時における注意事項

定期試験受験時には以下の事項に注意すること。

1. 試験開始前に試験監督者が注意事項説明を行うので、必ず試験開始 5 分前までに指定された座席に着席しておくこと。
2. 机の上に置けるものは、シャープペンシル・鉛筆・消しゴムなどの筆記用具、学生証もしくは仮学生証、および計時機能だけの時計のみ。
(その他、試験監督者が必要と認める物)
※学生証・仮学生証は試験中、机の上に置くこと。
※学生証を忘れた場合は、学務課または保健学科事務室で仮学生証を発行すること。
3. 他の物品(筆箱含む)はカバンにしまうこと。試験中は物品の貸し借りは認めない。
4. 携帯電話、スマートフォン、タブレット機器、およびウェアラブル端末等の電子機器類は必ず電源を切り、カバン等に入れて足下に置くこと。
※電子機器類を時計として利用することは認めない。
※これらの電子機器類をカバンにしまわず、身に着けていた場合、不正行為として取り扱う可能性がある。
5. 以下の行為は不正行為に該当するので、絶対にしないこと。
 - ・教科書、レジュメ、ノート、メモなど、事前に許可されていない資料を見る行為
 - ・電子機器類を見るまたは操作する行為
 - ・他の学生の答案を盗み見る行為
 - ・他の学生に自分の解答内容等を知らせる行為
 - ・騒音等、他の受験生の試験を妨害する行為
 - ・試験監督者の指示に従わない行為
6. 不正行為を行った場合、当該期のすべての単位を認めない。
7. 不審な挙動を取った場合も、不正行為として取り扱う可能性があるので注意すること。
8. 試験中に質問がある場合、トイレに行きたくなった場合、体調が悪くなった場合、時刻を知りたい場合は、静かに挙手すること。
9. 試験開始後 30 分は退出を認めない。(試験監督者から別途指示があった場合を除く。)

※そのほか、試験監督者の指示に従ってください。